

生駒市条例第7号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第37条の2を第37条の3とし、第37条の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の2 個室型店舗（カラオケボックス、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブその他これらに類するものをいう。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものは、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第42条中「第37条の2」を「第37条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する改正後の生駒市火災予防条例第37条の2に規定する個室型店舗（現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。）のうち、同条の規定に適合しないものに係る個室（これに類

する施設を含む。)に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。